8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の受注者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「板妻外(23震災関連)倉庫新設等建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

厚木⑵滑走路等整備舗装工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格(以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成24年1月19日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　山本　達夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　厚木⑵滑走路等整備舗装工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　神奈川県綾瀬市

3　工事概要

【滑走路改修（1工区)】

・プレストレストコンクリート舗装版製作・設置（裏込グラウト、目地等）約4,000㎡

・既設コンクリート舗装版撤去　約4,000㎡

・作業ヤード設置

【滑走路改修（2工区)】

・プレストレストコンクリート舗装版製作・設置（裏込グラウト、目地等）約5,000㎡

・既設コンクリート舗装版撤去　約5,000㎡

・作業ヤード撤去

【駐機場地区】

・コンクリート舗装　約9,000㎡

・航空灯火設備一式、接地設備一式

4　工期　平成25年12月25日まで。ただし、滑走路改修（1工区）及び駐機場地区については、平成25年3月31日までとする。

5　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。)の交付

⑴　交付期間　平成24年1月19日から同年3月5日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後6時まで。

なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒231―0003　神奈川県横浜市中区北仲通5―57横浜第2合同庁舎13F　南関東防衛局総務部契約課　TEL045―211―7143

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成24年1月19日から同年2月2日まで（行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア　平成23・24年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)の写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　工事経歴書（下記7⑵アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの。)

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年2月2日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。)随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3者の組合せとする。

ア　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

イ　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(施本第1605号。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成8年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、飛行場基本施設（滑走路、誘導路及び駐機場）のコンクリート舗装工事（施工規模10,000㎡以上）を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20％以上であったものに限る。)を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

イ　建設業法のほ装工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ　ほ装工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。